

社屋敷地内フラッグ掲出について



●左図の黄色・赤色の箇所（左図）に、合計15本のフラッグを掲出できます。（社屋敷地内）

但し、強風の場合は、撤去いただきます様、よろしくお願ひ致します。掲出場所・本数は厳守して下さい。使用後は、必ず、単管の蓋をして頂きます様、お願ひ致します。

●設置する際には、弊社の許可を受けてください。また、宮崎市の景観条例の範囲内で行ってください。

●景観条例についての詳しいお問合せは、宮崎市 都市整備部 景観課へお問合せください。



赤印の延長線上（植木中）に、単管があります



蓋を外して使用してください。また、使用後は必ず蓋をしてください。

